

「赤穂市男女共同参画プラン」実施計画進捗状況（平成25年度末現在）

実施計画区分
A:平成15年度ですでに実施しているが、さらに充実・強化するもの
B:平成16年度～25年度に取り組んだもの

基本目標 1 人権尊重と男女平等への意識改革

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進	①審議会委員等への女性の参画の推進	女性委員のいない審議会等の解消に努め、女性の積極的な登用の働きかけを行う。	A	関係各課	平成25年度末 女性を含む機関率 67.6%(プラン掲載率 平成14年度末 61.3%) 詳細別紙(資料4)のとおり	・委員の選出方法があて職の場合、その職への女性登用が前提になる。 ・委員の改選時期が到来しなければ実現しない。
		審議会等における女性委員比率が30%以上になるよう努める。	B	関係各課	平成25年度末 女性委員率 19.0%(プラン掲載率 平成14年度末 16.2%) 詳細別紙(資料4)のとおり	・委員の選出方法があて職の場合、その職への女性登用が前提になる。 ・委員の改選時期が到来しなければ実現しない。
	②女性の管理職への登用の促進	事業所・団体における女性の管理職・役員への登用を促進する。	B	関係各課	—	
		女性教職員の管理職への登用を促進する。	A	指導課	平成25年度の赤穂市立小中学校における女性管理職登用状況は、小学校で校長0名(0%)、教頭4名(40%)、中学校においては0人である。小中学校全体で、校長0%、教頭27%、女性の管理職登用率は、4名(13%)である。近隣市町の現状は、相生市において校長0名、教頭3名、上郡町では校長、教頭とも0名で、赤穂市の女性の管理職への登用率は近隣市町に比べて高い。	
		女性市職員の管理職への登用を促進する。	B	人事課	平成25年度においては、管理職候補となる主幹試験に2人の女性職員が昇格した。	管理職候補となる主幹試験に合格する女性係長が少ない。
		さまざまな分野で活躍している男女の人材リストを作成し、活用を図る。	B	市民対話課	—	
	③ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の認識の徹底	ポジティブ・アクションの必要性を啓発する。	B	市民対話課	—	
		女性の能力開発とさまざまな機会をとらえてポジティブ・アクションを推進する。	B	市民対話課	—	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (2) 男女共同参画に向けての慣行等の見直し	①性別役割分担意識の払拭	女性週間、男女共同参画週間、人権週間などを通じて意識啓発を促進する。	A	市民対話課	広報あこう6月号で、男女共同参画週間(6/23～6/29)に関する記事を掲載し、啓発を図った。	
		男女共同参画フォーラム、講演会等を開催し、意識啓発に努める。	A	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラム 平成26年3月1日(土)13:30～15:00 文化会館 小ホール 「世界がもし100人の村だったら ～52人が女性、48人が男性です～」 作家・翻訳家 池田香代子</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動講演会 平成26年2月13日(木)10:30～11:30 福祉会館3階 集会室 「DVと子どもへの影響～個人の問題ではなく社会の問題です～」 NPO法人 女性と子ども支援センター ウィメンズ・ネットこうべ 徳永桂子</li> <li>・男女共同参画市民講座 3回開催</li> </ul>	若年層・男性参加者の増員
	②メディアにおける男女共同参画への配慮	市が発行・発信するメディアにおいて、人権尊重と男女共同参画の視点に立った表現を強化する。	B	秘書広報課、市民対話課	広報紙・ホームページ等において、人権尊重、男女共同参画の視点に立ち、十分に配慮した表現を行った。	
		メディアや広報を実施する企業・団体に対して、性の商品化や暴力表現の是正等性差別的な表現をなくし、人権尊重と男女共同参画の視点に立って表現するよう自主的な取り組みを要請する。	B	関係各課	——	
		メディアが与える影響について、広く市民の理解を深め、メディアの内容を読み取り活用する能力(メディア・リテラシー)の育成を図る。	B	市民対話課	——	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (2) 男女共同参画に向けての慣行等の見直し	③男女共同参画に関する意識・現状の把握と情報の提供	男女共同参画に関する意識調査を実施し、その結果を市民に提供するとともに、施策への反映に努める。	B	市民対話課	市民講座、男女共同参画フォーラム実施の際アンケート調査を行った。	
		女性問題をはじめ、男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供する。	A	図書館	女性問題や男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供した。	
				市民対話課	市民会館3階の女性交流センターに関連する図書・資料・ビデオを収集し、市民に提供している。 女性交流センターの図書等一覧表を作成し、利用者の利便を図った。	
1 (3) 男女平等と自立をめざした教育の推進	①人権尊重と男女平等を定着させる教育の推進	人権、福祉教育の積極的な推進により、男女平等意識の向上を図る。	A	指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべての児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さも認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるような学校文化の創造に努めている。そのために、各教科、道徳、特別活動等、学校教育全体を通じて、また、福祉施設訪問などの体験学習を通して、人権の尊重、男女の平等、相互理解・協力についての指導を継続的に行っている。</li> <li>新たな人権課題として若年層におけるデートDVを未然に防ぐための教育の在り方や、インターネットを通じた人権侵害等について調査研究している。</li> </ul>	
		小、中学校において、各年齢層に応じた性教育についての教材や副読本を活用し、男女の特性について理解を深め、男女平等の意識を高める。	A	指導課	道徳の時間では、家族の愛、生命尊重の精神を養い、自分や他の人々を大切に、共に生きる力の育成を図った。家庭科においては、家族の協力と家庭内での男女及び家族の協働の大切さ等について理解を深めた。また、理科、保健では、生命の誕生及び心と体の発達について理解するなど、各教科及び道徳、特別活動、総合的な学習の時間の教育活動全体で子どもの発達段階に応じ横断的、系統的に指導を行った。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (3) 男女平等と自立をめざした教育の推進	①人権尊重と男女平等を定着させる教育の推進	男女混合名簿の導入を推進するなど、男女の固定的役割感を植え付けないう「かくれたカリキュラム」の見直しを行う。	A	指導課	全小学校における混合名簿及び整列時の男女混合隊列、技術家庭科の男女共習、日常生活の中では生徒会活動、児童会活動及び係活動における男女の協力など、学校教育の中で、固定的な男女の役割意識を児童生徒に植え付けないう取り組んだ。また、日常生活の中で、一人一人の長所を認め、一人の人間としての個性や能力を生かしていくとともに男女が協力していこうとする態度を養うなど、隠れたカリキュラムの見直しを図った。平素の言動の中に、特に、同性同士の会話等に異性に対する偏った言動がないかなど、無意識のうちに男女の固定的な役割意識を伝授していることがないか、検証し見直しを図った。	
		男女が協力して社会生活を築いていくために必要な知識や技能の習得を促進させる。	A	指導課	トライやるウィークや自然学校、環境体験学習などの体験学習の一層の充実を図った。特に自然学校では、男女が力を合わせて取り組むようなプログラムで活動させるとともに、一日の終わりのグループ会議を充実させ、体験的活動により学ぶことを大切にして実践を展開した。また、環境体験学習では、体験を重視した学習活動を多く取り入れ、男女が協力して楽しく学ぶことに重点を置いた。さらに、家庭や地域、関係機関や専門家等との連携を密にし、楽しく学べる機会を増やすことに務めた。	
1 (3) 男女平等と自立をめざした教育の推進	②多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底	主体的な進路・就職選択能力を育成する。	A	指導課	進路指導は、本人の特性や興味を考えた、将来の夢の実現ととらえ、中学1年生から計画的な進路指導を実施している。1年生では「本人の特性や働くことの意義や喜び」、2年生では「先輩の進学先、職業調べ」そして体験による働くことの意味と喜び、3年生において具体的な進路の選択などについて、「進路学習ノート」を作成し、系統的な進路指導を実施している。また、市内5中学において、2年生全てを対象に「トライやる・ウィーク」を実施し、地域の協力を得ながら生徒の希望する職場で体験活動などを行い、明るい将来の展望を持たせるよう指導している。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (3) 男女平等と自立をめざした	②多様な選択を可能にする進路・就職指導の徹底	性差にとらわれず、個人の能力に応じた進路指導を徹底する。	B	指導課	性差にとらわれず、本人の特性や興味を考えた、将来の夢の実現を進路指導と考え、中学1年生から計画的な進路指導を実施している。1年生では「本人の特性や働くことの意義や喜び」、2年生では「先輩の進学先、職業調べ」そして体験による働くことの喜び、3年生において具体的な進路の選択などについて、「進路学習ノート」を作成し、系統的な進路指導を実施している。また、市内5中学において、2年生全てを対象に「トライやる・ウィーク」を実施し、地域の協力を得ながら生徒の希望する職場で体験活動を実施している。	
	③男女共同参画の視点に立った学校運営	人権・男女共同参画の視点に立った教職員等に対する研修を充実する。	A	指導課	一人一人の困り感に寄り添うことを大切に特別支援教育の充実を図り、各中学校区内での異校種間の連携システムを更に充実させた。また、10月～11月に開催される人権教育実践発表会における研究授業及び講演会等で研修を深めた。	
1 (4) 男女共同参画に関する生涯学習の充実	①男女共同参画に関する学習の推進	公民館等において男女共生をテーマとした講座を開催する。	A	中央公民館	関西福祉大学の協力による市民福祉大学講座では、「超高齢者社会を豊かに生きるために」～心と体の健康づくり・生きがいを求めて・認知症とどう向き合うか～と題して3回の講座を開催した。超高齢者社会を人と人とのつながりを大切にしながら豊かに生きていく考え方及び、認知症とどう向き合い、どう理解すればよいのか、人と人とのつながりの大切さを考えていく趣旨で実施した。事業として特段に男女共生というテーマを設けて実施したものではないが、役割の認識があると考え講座を実施した。	
		市が主催する講座・講演会を一時保育サービス付きで開催する。	B	関係各課	—	
		広報、インターネット等により学習情報の提供を充実させる。	A	関係各課	—	
		対象者が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座・講演会を開催する。	A	社会福祉課	手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の開催(計40回) 聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し、障がい者支援を行うボランティアの育成を推進し、市民へのボランティア活動の参加を促進する。 ※述べ受講者数39名中、延29名が女性受講者	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加市民への周知の徹底(広報による呼びかけ、個別の呼びかけ)</li> <li>受講者が、受講後継続して手話に接し、スキルの維持向上を図ることが必要となる。</li> </ul>

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (4) 男女共同参画に関する生涯学習の充実	①男女共同参画に関する学習の推進	女性問題をはじめ男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供する。(再掲)	A	図書館	女性問題や男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供した。	
				市民対話課	市民会館3階の女性交流センターに関連する図書・資料・ビデオを収集し、市民に提供している。 女性交流センターの図書等一覧表を作成し、利用者の利便を図った。	
		男女共同参画の視点に立ったリーダーを養成し、活用を図る。	B	生涯学習課、市民対話課	男女共同参画の視点に立ったリーダー養成を図るため地域において、女性だけでなく男性の方に対しても参加を図るよう広報活動を行った。	
	自主学習団体、グループへの指導と支援を行う。	B	市民対話課	市民会館3階の女性交流センターを女性交流の場として提供し、各種情報資料を備えている。		
	②男女共同参画の視点に立った地域活動への参加の促進	自治会、婦人会、PTAなど各種団体の活動において男女共同参画への取り組みを図る。	A	市民対話課	自治会における、男女共同参画の取り組みは、自治会長95名中、女性自治会長が全くいないことから、なかなか進んでいないのが実情である。ただ、1206人の単位自治会役員のうち、副会長、会計、組長を91人の女性が務めている。	
				生涯学習課	各団体等において、啓発活動に努めた。	
1 (5) 女性のエンパワーメントの推進	①エンパワーメントに向けての啓発の推進	女性のエンパワーメント確立に必要な知識・情報を市民に提供する。	B	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラムの開催 多くの聴衆に対し、講師の見識ある講演により、男女共同参画社会を広めるための動機付けとなった。 参加者 225名</li> <li>・男女共同参画市民講座 女性団体懇話会を中心に、男女共同参画市民講座を年3回実施した。 参加者 延べ 182名</li> </ul>	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (5) 女性のエンパワメントの推進	①エンパワメントに向けての啓発の推進	男性を対象とした、女性問題・男女共同参画に関する冊子を作成する。	B	市民対話課	—	
	②エンパワメントに向けての学習機会の充実	女性のエンパワメント確立に必要な知識・情報についての講座を開催する。	B	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画フォーラムの開催 多くの聴衆に対し、講師の見識ある講演により、男女共同参画社会を広めるための動機付けとなった。 参加者 225名</li> <li>・男女共同参画市民講座 女性団体懇話会を中心に、男女共同参画市民講座を年3回実施した。 参加者 延べ 182名</li> </ul>	
		広報、インターネット等により学習情報の提供を充実させる。(再掲)	A	関係各課	—	
				企画広報課	担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。	
1 (6) 地域における多文化の共生	①国際理解を深める施策の充実	国際理解を深める講座を開催する。	A	市民対話課(まちづくり係)	<p>会員及び非会員を対象に、気軽に参加できる国際交流事業を実施し、国際理解の推進に努めた。</p> <p>国際理解講座の開催 ①日本語教室生徒による日本語スピーチ大会 ②国際交流フェスティバル</p>	
		国際理解にかかわる情報を収集し提供する。	A	市民対話課(まちづくり係)	協会報の発行(Vol. 50～51) 協会会員の活動レポート、体験記、国際理解講座、ふれあい交流会の様子を掲載し、非会員の方にも読みやすい、多色刷りカラーで作成することにより、見やすい内容に努めた。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (6) 地域における多文化の共生	①国際理解を深める施策の充実	市民と在住外国人との交流の場をつくる。	A	市民対話課(まちづくり係)	・会員及び非会員を対象に、気軽に参加できるふれあい交流会(インド料理教室)を開催し、国際理解の推進に努めた。	
		外国語指導助手派遣事業を充実させる。	A	指導課	オーストラリア人3名をALT(英語指導助手)として市内5中学校に配置し、英語科教諭とティームティーチングを行うことにより、生の英語に触れさせることができている。また、市内の各小学校にも派遣し外国語活動の授業の充実と外国の文化等を紹介するなど、小学校における外国語教育の充実と、国際理解を深めることに役立っている。さらに、継続的な指導を行うために、派遣方法の見直しを行った。	
		姉妹都市との交流活動を充実させる。	A	市民対話課(まちづくり係)	・平成25年3月に姉妹都市提携15周年記念としてロッキングハム市へ市民訪問団を派遣した。訪問団の現地での活動の様子を国際交流協会会報Vol.50で広く市民に紹介した。	ロッキングハム市との協議。 関係団体との協力体制。 教育委員会との連携と情報共有。
		外国籍市民への日本語教育、生活情報提供等の支援を充実させる。	A	市民対話課(まちづくり係)	平成16年10月より実施している日本語教室は、市内外の在留外国人の生活における日本語コミュニケーションを支援し、国際交流協会会員ボランティアを中心に開催した。日本語検定を受検し、合格するなど着実に浸透している。  原則毎月2回、火曜日(祝日除く) 赤穂市役所にて実施 平成25年度の開催回数 22回	



基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
1 (6) 地域における多文化の共生	②国際交流活動への参加・参画の推進	広報、インターネット等により活動情報の提供を充実させる。	A	市民対話課(まちづくり係)	協会事業の告知、開催結果については、適時ホームページへの掲載により周知努力を行った。 公共施設等への会報の配備等により、国際化への理解推進に努めた。	
				企画広報課	担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。	
		国際交流ボランティア活動を充実させる。	A	市民対話課(まちづくり係)	以下のボランティアグループを運営。 ・企画運営ボランティア ・語学ボランティア 日本語ボランティア 英語外ボランティア ・ホストファミリー登録	

## 基本目標 2 家庭・地域における男女共同参画の推進

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
2 (1) 家庭生活への男女共同参画の促進	①家事・育児・介護等についての男女協働の促進	家事・育児・介護等が男女の共同責任であること、また社会全体で支えあうことの重要性を広く啓発する。	A	市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、家庭生活における男女共同参画の意識啓発を図っている。 男女共同参画市民講座の講師に男性の介護体験者を招聘し、社会全体で介護を担うことの重要性について学んだ。	
		男性を対象にした家庭生活技術習得講座等を開催する。	A	中央公民館	男性を対象とした料理教室を、尾崎公民館と赤穂西公民館で実施した。 その他男女を問わず募集した結果、塩屋公民館と坂越公民館で実施した料理教室に男性参加者があった。	
			A	市民対話課	—	
	男女が共に子育てに関する知識を習得する機会や場を提供し、男性の子育てへの参画促進を図る。	B	生涯学習課	家庭教育に関して、幼小中PTAに対して、家庭教育学級開設補助を行い、家庭教育力の向上を図った。		
		B	市民対話課	兵庫県がNPO法人に委託して実施する「お父さん応援講座」を活用し、「父と子のマジック講座」を開催した。当日は6組16名の父子の参加があった。		
	広報、インターネット等により学習情報の提供を充実させる。(再掲)	A	関係各課	—		
		A	企画広報課	担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。		
	対象者が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座・講演会を開催する。(再掲)	A	社会福祉課	手話奉仕員養成講座(入門課程・基礎課程)の開催(計40回) 聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し、障がい者支援を行うボランティアの育成を推進し、市民へのボランティア活動の参加を促進する。 ※述べ受講者数39名中、延29名が女性受講者	・参加市民への周知の徹底(広報による呼びかけ、個別の呼びかけ) ・受講者が、受講後継続して手話に接し、スキルの維持向上を図ることが必要となる。	

基本 課題	施策の方向	事業の概要	実施 区分	担当課	実施状況	課題・懸案
2 (1) 家庭生活への男女共同参画の促進	②家庭生活と職業生活との両立支援	育児休業制度・介護休業制度の普及、定着に向けて啓発を図る。	A	産業観光課	ひょうご仕事と生活センターの協力のもと一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て中、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を理想とする「ワークライフバランスセミナー」を実施し、企業に対して啓発を行った。	
				市民対話課	—	
		育児休業制度・介護休業制度を利用しやすい職場づくりに向けて企業に働きかける。	B	産業観光課	ひょうご仕事と生活センターの協力のもと一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て中、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を理想とする「ワークライフバランスセミナー」を実施し、企業に対して啓発を行った。	
				市民対話課	—	
		労働時間の短縮等によるゆとりある働き方について企業に働きかける。	B	産業観光課	ひょうご仕事と生活センターの協力のもと一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て中、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を理想とする「ワークライフバランスセミナー」を実施し、企業に対して啓発を行った。	労働時間等の設定の改善は、会社運営の能率を低下させることなく実施することを労働者が認識し、かつ自覚の上に立って実施することは難しいことであるが、労働者が心身ともに充実した状態で意欲と能力を発揮できるようにし、企業経営の効率化と活性化、経済の健全な発展にもつながることを啓発していかなければならない。
				市民対話課	—	
		フレックスタイムの導入を推進する。	B	産業観光課	—	規模の大きな製造業やIT関連企業での導入実績は高いが、規模の小さな企業では取引先に迷惑がかかる、労働管理が煩雑になる等の理由のため導入が進んでいない。
				市民対話課	—	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
2 (2) 地域活動への男女共同参画の促進	①地域活動における男女共同参画の促進	地域活動へ男女を問わず参加するよう意識啓発を継続的に行う。	A	市民対話課(まちづくり係)	地域活動に男女を問わず参加するよう意識啓発するため、自治会長に男女共同参画フォーラムや市民講座への参加を促している。	地域活動を主体的に行う、まちづくり連絡協議会や自治会では、男女共同参画の意識は底流としてすでに十分理解されていると考えられる。しかし、現実には女性が活動していても、名前は夫の名前を出していたりするなどの現象も見られる。粘り強い対応が必要と考える。
				市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、地域社会における男女共同参画の意識啓発を図っている。	
	地域社会における性別役割分担意識の払拭を図る。	A	市民対話課(まちづくり係)	地域活動に男女を問わず参加するよう意識啓発するため、自治会長に男女共同参画フォーラムや市民講座への参加を促している。	地域活動を主体的に行う、まちづくり連絡協議会や自治会では、男女共同参画の意識は底流としてすでに十分理解されていると考えられる。しかし、現実には女性が活動していても、名前は夫の名前を出していたりするなどの現象も見られる。粘り強い対応が必要と考える。	
			市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、地域社会における男女共同参画の意識啓発を図っている。		
	地域活動において女性の地域リーダーを育成し、参画への促進を図る。	B	市民対話課(まちづくり係)	まちづくり活動等の地域活動において、女性のリーダーを育成し、参画を促進していくため、研修やフォーラムへの女性の参加も求めている。また、市民活動の中にも女性リーダーが育ちつつある。	地域活動への、女性リーダーの育成や参画は、女性の積極的な地域社会への進出を進める意味で極めて重要であるが、男女とも今一歩、前に進みきれない状況が見られる。	
			市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画フォーラムの開催 多くの聴衆に対し、講師の見識ある講演により、男女共同参画社会を広めるための動機付けとなった。 参加者 225名</li> <li>男女共同参画市民講座 女性団体懇話会を中心に、男女共同参画市民講座を年3回実施した。 参加者 延べ 182名</li> </ul>	若年層・男性参加者の増員を図る。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
2 (2) 地域活動への男女共同参画の促進	①地域活動における男女共同参画の促進	地域活動に関する情報の提供を推進する。	A	市民対話課(まちづくり係)	地域活動に関する情報の提供を進めるべく、広報あこう、回覧広報あこう、赤穂市ホームページへの情報の記載などに努めてきた。	地域活動に関する情報の提供は、量的な面と質的な面の両方から取り組んでいく必要がある。市の広報の利用などで量的な面は比較的確保できているので、より質の高い(知りたいと思う)情報の提供を図っていく必要がある。
		地域活動へ男女が共に参加しやすいよう、運営方法等について工夫するよう地域に働きかける。	B	市民対話課(まちづくり係)	地域活動へ男女が共に参加しやすいよう、運営方法等を工夫するよう地域に働きかけることを目的に、男女共同参画フォーラムや市民講座の開催を自治会役員に案内した。	地域活動へ男女が共に参加しやすいよう、運営方法等を工夫するよう地域に働きかけることは、市行政から一方的に強制することはできない。地域自らが工夫するように、意識を醸成していく必要がある。
	②各種活動に対する支援の推進	企業等に対し、ボランティア休暇制度の普及啓発を行う。	A	産業観光課	—	
			市民対話課	—		
		企業等に対し、男女が地域活動に参加しやすいよう、理解と協力を要請する。	B	産業観光課	—	
			市民対話課	—		
	②各種活動に対する支援の推進	女性団体やグループの学習事業に対する支援を行う。	A	生涯学習課	各地区で活動したり、女性の立場でまちづくり協議会の中で活動する団体やグループに対する支援を行った。	
				市民対話課	・女性団体懇話会に事業補助を実施した。 ・市民会館3階の女性交流センターを女性交流の場として提供し、各種情報資料を備えている。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
2 (2) 地域活動への男女共同参画の促進	②各種活動に対する支援の推進	市内で活動する女性団体やグループの実態を把握する。	B	市民対話課	赤穂市女性団体懇話会参加団体や社会福祉協議会の赤穂市ボランティアセンター登録グループ等一部についての把握は行っているが、すべての任意団体やその構成員が女性だけかどうかの確認は行っていない。	
		女性団体やグループのネットワーク化を図るとともに情報提供や活動の場について支援する。			A	市民対話課

基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
3 (1) 職場における男女平等の実現	①男女の均等な雇用機会・待遇の確保	固定的役割分担意識にとらわれない女性の能力活用を推進する。	B	産業観光課	—	
		事業所・団体における女性の管理職・役員への登用を促進する。(再掲)	B	関係各課	—	
		能力開発、向上のための教育訓練の機会が男女均等に確保されるよう企業に働きかける。	B	産業観光課	—	
		職場における女性の能力開発とポジティブ・アクション(積極的改善措置)を推進する。	B	産業観光課	—	
					市民対話課	—
		職場における男女平等意識の向上のため、企業での学習活動を支援する。	B	産業観光課	民主促進協議会職域部会において、講師による「指導者育成・啓発研修会」を実施している。	
		性別的職場慣行の見直しと男女の賃金格差の是正を企業に働きかける。		産業観光課	—	
			B	市民対話課	平成16年12月17日付で「赤穂市職員旧姓使用取扱要綱」を通知し、平成17年1月1日から市役所において職員の旧姓使用を認め、もって性別的職場慣行の見直しを図っている。 市内企業への働きかけは未実施。	
国、県等と連携し、雇用にかかる各種情報の収集と提供を行う。	A	観光商工課	職業安定所等と連携を図り、情報の収集と提供に努めている。			

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
3 (1) 職場における男女平等の実現	①男女の均等な雇用機会・待遇の確保	再就職のための技能取得講座、セミナーを職業安定所と連携して開催する。	A	産業観光課	「ワークライフバランスセミナー」の開催	
				市民対話課	—	
		職業安定所、県立男女共同参画センター、Hyogoしごと情報広場等を積極的に活用し、情報提供を行う。	A	産業観光課	職業安定所等と連携を図り、情報の収集と提供に努めている。 西播磨地域人材確保協議会と連携し、「西はりま就職フェアinあこう」を赤穂市民会館において実施した。	
			A	市民対話課	・出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援するため県が設立する「ひょうご女性チャレンジねっと」に参加し、窓口担当者用マニュアルを作成して体制を整えた。 ・女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」において各種情報提供した。	
		女性の再雇用についての情報提供を充実させる。	A	産業観光課	職業安定所等と連携を図り、情報の収集と提供に努めている。	
		育児や介護等のため就業を一時中断した女性の再就職支援を行う。	B	産業観光課	—	
	セクシュアル・ハラスメントに対する社会の認識を深めるため、啓発活動を行い防止対策を促進させる。	A	市民対話課	赤穂市男女共同参画プランをホームページ等で公表し、セクシュアル・ハラスメントに対する社会の認識を深める啓発活動としている。		
		A	産業観光課	赤穂市民民主促進協議会職域部会において実施している「指導者育成・啓発研修会」で啓発を図っている。		



基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案	
3 (1) 職場における男女平等の実現	①男女の均等な雇用機会・待遇の確保	セクシュアル・ハラスメントに対する社会の認識を深めるため、啓発活動を行い防止対策を促進させる。	A	指導課	校長会等で綱紀粛正の研修会の中で、セクシャルハラスメントについての認識を深めたり、啓発活動、防止対策を促進している。(校長会は年間4回、教職員研修、学校訪問時における指導、等)。各学校においても、校内研修会等で、「セクシャルハラスメントのない学校に(県教委作成)」等を資料として活用し研修を行っている(年間約3回)。		
	②関連法制度の周知に向けての啓発の推進	男女雇用機会均等法をはじめとする関連法制度の周知・啓発を行う。		産業観光課	「ワークライフバランスセミナー」の開催 民主促進協議会職域部会における啓発		
	3 (2) 多様な就労形態を可能とする条件整備の推進	①女性起業家の育成・支援	自らの経験、知識、技術、アイデア等を生かし新たに事業を行う女性を支援する。	B	市民対話課	・出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援するため県が設立する「ひょうご女性チャレンジねっと」に参加し、窓口担当者用マニュアルを作成して体制を整えた。 ・女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」において各種情報提供した。	
					産業観光課	—	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
3 (2) 多様な就労形態を可能とする条件整備の推進	①女性起業家の育成・支援	関係機関と連携して起業家セミナー等を行う。	B	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援するため県が設立する「ひょうご女性チャレンジねっと」に参加し、窓口担当者用マニュアルを作成して体制を整えた。</li> <li>・女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」において各種情報提供した。</li> </ul>	
				産業観光課	—	
	②新しい就業形態への支援	在宅ワーク、SOHO等多様な就労形態に関する啓発、情報提供、学習機会の拡充を図る。	B	産業観光課	—	「ワークライフバランスセミナー」の中で、在宅ワーク、SOHO等多様な就労形態に関する啓発、情報提供をしていく必要がある。
				市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援するため県が設立する「ひょうご女性チャレンジねっと」に参加し、窓口担当者用マニュアルを作成して体制を整えた。</li> <li>・女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」において各種情報提供した。</li> </ul>	
	関係機関と連携して「労働者派遣事業法」「パートタイム労働者法」等に関する相談や情報提供に努める。	B	産業観光課	—		
市民対話課			<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産・育児などのために一度退職し、再び就職や地域活動などにチャレンジする女性などを総合的に支援するため県が設立する「ひょうご女性チャレンジねっと」に参加し、窓口担当者用マニュアルを作成して体制を整えた。</li> <li>・女性交流センターの「あこう女性チャレンジひろばコーナー」において各種情報提供した。</li> </ul>			

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
3 (2) 多様な就労形態を可能とする条件整備の推進	②新しい就業形態への支援	女性問題をはじめ男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供する。(再掲)	A	図書館	女性問題や男女共同参画に関する情報や国内外の関連図書・資料等を収集し、市民に提供した。	
				市民対話課	市民会館3階の女性交流センターに関連する図書・資料・ビデオを収集し、市民に提供している。 女性交流センターの図書等一覧表を作成し、利用者の利便を図った。	
3 (3) 農・漁業及び商工業等自営業における働きやすい環境づくり	①女性の労働に対する正当な評価の推進	女性の役割や働きへの適正な評価、労働環境の改善等の意識啓発に努める。	B	産業観光課(農林水産係)	光都農業改良普及センターにより、生活研究グループや女性を中心とした農産物直売所を対象とした研修会、意識啓発が行われており、この側面的支援を実施した。	
				産業観光課	「ワークライフバランスセミナー」の開催 民主促進協議会職域部会における啓発	
				市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、女性の労働に関する意識啓発を図っている。	
	農・漁業及び商工業等自営業に従事している女性の実態について情報収集と提供を行う。	B	産業観光課(農林水産係)	光都農業改良普及センター等と連携し、農村で活躍する女性や起業に対して意欲のある女性の情報収集に努めた。		
			産業観光課	——	職業安定所や商工会議所と連携を取り、情報の把握をする必要がある。	
	家族経営協定の普及啓発に努め、女性の地位向上を図る。	B	産業観光課(農林水産係)	平成25年度には新規協定締結は無かった。 (これまでの協定締結状況:4件)	家族協定を締結することによる経営面での直接的メリットは無いため、制度が浸透しがたい。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
3 (3) 農・漁業及び商工業等自営業における働きやすい環境づくり	②経営・方針決定過程への女性参画の推進	農・漁業関係団体や商工会等の団体における女性の登用及び人材育成を働きかける。	B	農林水産課	赤穂市人・農地プラン検討会委員の選任にあたって、2名の女性委員を選定した。 (委員数6名のうち、2名が女性)	
				産業観光課	—	商工会議所と連携を取り、情報を把握するとともに、女性の登用及び人材育成を働きかける方策を検討する。
		農・漁業及び商工業等自営業に従事している女性の資質向上を図るため、関係機関と連携して支援を行う。	B	農林水産課	県、JA兵庫西等の関係機関との連携により、女性農業者の情報把握に努め、農産物直売所整備等に関する側面的支援を実施した。	
				産業観光課	—	職業安定所や商工会議所と連携を取り、支援策を検討する。
			市民対話課	—		

基本目標 4 生涯にわたる健康と福祉の充実

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (1) 心身の健康の保持・増進	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)の確立	女性が自らのからだと健康について、責任を持って自己決定を行う権利として「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の考え方を広く市民に浸透させるための学習機会の充実と啓発を図る。	B	保健センター	ママの集い参加者(対象:0歳～3歳の子どもを持つ母親)を対象に、女性の身体や家族計画についての指導を行い、学習機会の充実と啓発を図った。 ママの集い 年3コース 24回 延参加者数264人	
				生涯学習課	啓発冊子等の配布を行い、PTA母親部会等に対して、女性の健康に関する講演への参加を促した。	
				市民対話課	—	
	児童・生徒の各年齢層に応じた内容で性教育を行う。	A	指導課	保健の授業を中心に、小学校低学年では健康・安全に留意し、誰とでも仲良くする、小学校中学年では、思春期の成長、適切な食事や運動、睡眠による調和のとれた成長、小学校高学年では、心の発達と悩みへの対処、病気の予防、中学校では、心身の機能の発達と心の健康についてなど、発達段階に応じた指導を行った。また、道徳や理科等の教科指導においても児童生徒の実態に応じた学習を進めた。		
			保健センター	教育委員会等と連携を図り、子宮がん検診の重要性等の健康情報提供を行った。		
	母子保健医療に携わる職員等にリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する研修を充実させる。	B	市民対話課	—		
保健センター			・母子保健医療に携わる職員等に研修を連絡会において実施した。 (子育て応援隊・健康相談員に対する研修会 それぞれ月1回 年間12回)			

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (1) 心身の健康の保持・増進	②生涯にわたる男女の心身の健康の保持・増進への支援	各種健康診査の充実を図る。基本健診、各種がん検診、40歳・50歳総合健診等の充実を図り、健診後のフォロー体制の確立を図る。	A	保健センター	<p>・5月、6月に各地区公民館・総合福祉会館にて生活習慣病健診を24日間実施。</p> <p>【受診者数】</p> <p>特定健診 4,420人  胃がん検診 2,300人  肺がん検診 4,240人  大腸がん検診 4,040人  前立腺がん検診 1,370人</p>	
		子宮ガン、乳がんなど女性特有の疾病に対する受診を促進する。	A	保健センター	<p>平成25年7月～平成26年2月(一部医療機関は12月まで)検診を実施。</p> <p>受診者数</p> <p>子宮がん検診 2,497人  乳がん検診 2,264人</p> <p>無料クーポン券の配布対象者を拡大し、検診受診率向上に努めた。</p> <p>また検診時、乳幼児預かり事業を行い、乳幼児を持つ母親が検診を受診しやすい環境作りに努めた。</p>	
		健康セルフチェックの習慣を定着させる。	A	保健センター	<p>健康情報ビデオの貸し出しや広報、ホームページ等により、健康情報提供を行った。</p> <p>ビデオの貸し出し件数 貸出件数17件・貸出本数27件</p>	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (1) 心身の健康の保持・増進	②生涯にわたる男女の心身の健康の保持・増進への支援	妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導、相談等の母子健康対策事業の充実を図る。	A	保健センター	<p>妊娠から出産までの一貫した健康診査、保健指導、相談等の母子保健事業の充実を図った。</p> <p>妊婦健診 4,086件 産婦健診 500件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦健診については、1回5,000円を上限として11回、1回10,000円を上限として3回、計85,000円を助成。</li> <li>・産婦健診は1回1,500円を上限として2回分の健診費用を助成。</li> </ul>	
		国・県等と連携し、不妊に対する相談・支援体制の整備を図る。	B	保健センター	<p>特定不妊治療助成件数 33組47件</p>	
		母性保護の重要性についての意識啓発を行う。	A	保健センター	<p>ママの集いにおいて家族計画についての指導を実施。</p> <p>マタニティマークの普及啓発を行い、妊婦にやさしい環境づくりに心掛けた。</p>	
				指導課	<p>男女共同参画社会の実現に向けて、男女が対等なパートナーとして信頼関係を築いていくための教育を道徳、理科などの教科指導、学級会活動など、学校教育全体の中で進めている。また、異年齢集団での交流を通して、人とかかわりの大切さや母性保護に対する意識を育んでいる。道徳の時間等においては、自分の誕生を初めて知ったときの母の気持ち、胎児として成長していく過程での母の気持ち、誕生した時の母の気持ちなどの聞き取りを行うことを通して、母性保護の意識啓発を行っている。</p>	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (1) 心身の健康の保持・増進	②生涯にわたる男女の心身の健康の保持・増進への支援	働く女性が心身ともに健康で働きつけられるよう、企業等に対し母性保護や女性特有の疾病への配慮を働きかける。	A	保健センター	働く女性のための出産・育児に関する制度、母子健康管理指導事項連絡カードの利用について啓発した。	
				産業観光課	「ワークライフバランスセミナー」の開催 民主促進協議会職域部会における啓発	
		健康づくりの3要素(運動・栄養・休養)を中心に健康づくりの普及啓発に努める。	A	保健センター	健康教室等において健康づくりの3要素について普及啓発に努めた。 健康寺子屋事業 実施回数延べ103回・延べ参加人数1,368人	
		心身の健康に関する悩みを気軽に相談できるよう、関係機関と連携し、きめ細やかな相談体制を充実させる。	B	保健センター	保健師健康相談、地区別健康相談において、心身の健康についての相談ができる場を提供した。 また、随時、保健センターにて面接、電話相談を行った。 保健師健康相談 16人 地区別健康相談 217人	
		思春期や更年期の心とからだの問題に対する相談体制を充実させる。	B	保健センター	保健師健康相談、地区別健康相談において、心身の健康についての相談ができる場を提供した。 また、随時、保健センターにて面接、電話相談を行った。 保健師健康相談 16人 地区別健康相談 217人	
	指導課	思春期の心と体の問題は、児童生徒にとって大きな関心事である。児童生徒が、担任、養護教諭など、だれにでも相談できる体制の確立を図っている。また、「心の教室相談員」「スクールカウンセラー」など、生徒が気軽に悩み等を気軽に話せストレスを和らげることができるような環境づくりに努めている。また、関西福祉大学の学生ボランティアによるフレンドシップ活動、スクールソーシャルワークも展開している。				



基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (1) 心身の健康の保持・増進	②生涯にわたる男女の心身の健康の保持・増進への支援	既存窓口を一本化した女性専門の健康相談窓口の設置を検討する。	B	保健センター	—	
	③健康をおびやかす問題についての対策の推進	HIV/エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及、啓発に努める。	A	保健センター	エイズ、性感染症に関するパンフレットの配布や健康カレンダーによる情報提供、ポスターの掲示により知識の普及啓発に努めた。	
		HIV/エイズ、性感染症について相談指導体制、検査体制、医療体制の充実を図る。	B	保健センター	赤穂健康福祉事務所において相談、検査を実施した。	
		薬物に関する正しい知識の普及に努め、乱用防止に向けた啓発、教育を行う。	B	保健センター	ポスター掲示、パンフレットの配布により薬物乱用防止に向けた啓発を行った。	
		喫煙による健康被害の十分な情報提供を行う。特に妊婦の場合、受動喫煙も含めて、胎児にも悪影響があることを強く啓発する。	A	保健センター	ポスター掲示、パンフレットの配布により喫煙による健康被害について啓発を行った。	
	①多様な子育てサービスの提供	保育サービスの充実を図る。延長保育、乳児保育、一時保育、障害児保育	A	こども育成課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延長保育 保育所の通常保育時間(8:00～16:00)以外に7:30～8:00、16:00～19:00(御崎、坂越、有年は18:00まで)の延長保育を実施。</li> <li>・乳児保育 生後6ヶ月からの0歳児保育を全保育所で実施。(離乳食も含む)</li> <li>・一時保育 満1歳から就学前までの児童を対象に御崎保育所、坂越保育所、有年保育所で実施。</li> <li>・障害児保育 全保育所で実施。</li> <li>・土曜日午後保育 土曜日午後の保育を赤穂保育所で実施。</li> <li>・幼稚園預かり保育 早朝及び幼稚園就業後から18:00までと夏・冬・春の長期休業期間の保育を全幼稚園で実施。</li> </ul>	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	①多様な子育てサービスの提供	アフタースクールの内容の充実を図る。 開所時間の延長、長期休暇中の実施の検討	A	生涯学習課	開所時間や、長期休暇中の実施など、運営に関して改善を図り実施してきた。 御崎地区においてアフタースクールを幼稚園から小学校に移転新設した。 各アフタースクールにおいて、設備等について改修等を行い施設環境の充実を図った。	
		ファミリーサポートセンター事業の推進を図る。 事業PRによる会員の増員に努める。	A	子育て健康課	広報誌、ホームページ、子育て支援の手引き(ぴよぴよ)、ニーズ別福祉サービス一覧などにより事業に関する情報提供を行った。 母子自立支援員による相談の中で、ファミリーサポートセンターへの利用の促進を図った。  会員数 561名	
		子育て学習センター事業の充実に努める。	A	生涯学習課	センター行事、グループ活動等を通じ、子育て中の親同士の交流を深め、子育てに対する不安や孤独感の解消に努めた。また、引き続き坂越公民館を北部拠点として、事業展開を図り、各地区公民館においても行事を開催し、地域における子育て支援を実施した。 子育てに関する相談に対応するため、専門相談員を設置し、月1回電話等の相談事業を行った。	
		男女が共に子育てに関する知識を習得する機会や場を提供し、男性の子育てへの参画促進を図る。(再掲)	A	生涯学習課	家庭教育に関して、幼小中PTAに対して、家庭教育学級開設補助を行い、家庭での教育力や地域の教育力の向上を図った。	
			A	市民対話課	兵庫県がNPO法人に委託して実施する「お父さん応援講座」を活用し、「父と子のマジック講座」を開催した。当日は6組16名の父子の参加があった。	
		各種相談機関との連携を深め、子育てに関する相談機能を充実させる。	A	生涯学習課	子育て学習センターにおいて、子育てに関しての悩み・不安等に対応するため、専門員による電話相談等を月1回実施した。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	①多様な子育てサービスの提供	親同士の自主的なネットワークづくりを推進する。	A	生涯学習課	PTA活動や子育て学習センター活動を中心として、親同士のネットワークづくりを支援した。	
		広報、インターネット等により子育てサービス情報の提供を充実させる。	B	生涯学習課	子育て学習センター等の事業に関して、広報・インターネット等により情報を提供した。	
				企画広報課	担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。	
		「次世代育成支援地域行動計画」の策定と円滑な推進を図る。	B	子育て健康課	平成21年度に赤穂市次世代育成支援対策後期行動計画を策定し各所管ごとに事業目標を定め、事業の推進を図った。 上記実施計画に基づく実施状況の確認と進行管理を行うために、庁内に推進事業班を設け協議、検討した。 赤穂子どもプランの実施状況については、広報5月号、ホームページで公開した。	
		放課後子ども教室を開設し、放課後の児童対策と子育てサービスの充実を図る。	B	生涯学習課	原小学校・有年小学校・赤穂西小学校・高雄小学校において、放課後児童対策と子育てサービス及び地域教育力の向上を図った。	
		伝統文化子ども教室事業の普及・啓発を図る。	B	生涯学習課	市内7団体において、文化遺産を活かした地域活性化事業として子ども達が伝統文化に触れる機会の創設と、後継者の育成を図るなど、多様な子育てサービスの提供を図った。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	②介護支援体制の整備	広報、インターネット等により介護サービス情報等の積極的な発信に努める。	B	医療介護課	<p>広報あこうに、介護保険相談室のコーナーを設けるなど、毎月介護保険情報や制度改正の内容を掲載。</p> <p>2013年4月号 福祉用具購入費及び住宅改修費の「受領委任払い」を導入しました</p> <p>5月号 赤穂市介護支援ボランティアを随時募集しています</p> <p>6月号 負担限度額認定について</p> <p>7月号 平成25年度分介護保険料の納付をお願いします</p> <p>8月号 認定調査ではどんなことをきかれるの？</p> <p>9月号 要介護(要支援)認定の申請時期は？</p> <p>10月号 介護保険の仮徴収と本徴収とは？</p> <p>11月号 11月11日は「介護の日」です</p> <p>12月号 「権利擁護あれこれ」</p> <p>2013年2月号 確定申告の準備を！介護保険と関係のある控除について</p> <p>3月号 認知症チェックをしてみませんか</p> <p>・ホームページに、随時情報、記事を掲載。</p> <p>・パンフレットの作成(わたしたちの介護保険)</p>	介護保険制度全般に係る情報はもちろんのこと、介護予防事業や地域支援事業、一般保健福祉サービスに関しても、一層の情報提供を行い、広報やパンフレット、インターネット等により誰もがわかりやすい情報の周知促進を図る。
		企画広報課		担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。		
		高齢者支援を担うボランティアの育成を推進し、ボランティア活動への参加を促進する。	B	社会福祉課	高齢者支援に係る地域福祉活動推進のため、市民の参画・協働を図り、ボランティア活動の振興を図ることを目的として、赤穂ボランティア協会への補助を実施した。	
	医療介護課	「認知症サポーター養成講座」の実施				

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	②介護支援体制の整備	「赤穂市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づく施設の計画的な整備促進を図る。	A	医療介護課	介護保険事業計画の推進を図るため委員会の開催 地域包括支援センター運営協議会開催状況 平成25年6月27日、平成26年3月19日 地域密着型サービス運営委員会開催状況 平成25年4月18日、平成26年3月19日 委員会委員 9名（男7名 女1名 うち市民公募1名）	
		在宅福祉サービスの充実を図り家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	A	医療介護課	家族介護慰労金支給事業(支給者1名)	
		介護知識や技術を習得するための研修講座等を充実する。	B	社会福祉課	転倒予防教室・認知症予防教室の実施 家族介護教室の実施	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	②介護支援体制の整備	在宅介護支援センターを地域の拠点とし、基幹型を中心に支援ネットワークを充実する。	A	社会福祉課	在宅介護支援センター運営委託	
		介護保険制度に基づく介護サービスの質の向上を図る。	A	医療介護課	介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質の向上と支援 利用者のニーズに応じたサービスを確保するため、介護支援専門員からの相談等に対応。	適正な介護サービス提供のため介護支援専門員に対して研修等により、意識の向上を行う。 利用者に対しても過剰なサービスを受けることのないように制度の啓発を行う。
		関係機関と連携を図り、介護保険にかかる円滑な相談体制を整備する。	A	医療介護課	介護相談員の訪問による相談活動 相談員数 10名 延べ派遭回数 427回	利用者からの苦情への対応が適切に図られるよう、介護相談員連絡会の開催をはじめ、施設との連携を密にする。
		寝たきり者等への訪問指導事業を充実する。	A	保健センター	健診要指導者の訪問の実施 27人	
	③バリアフリーのまちづくり	バリアフリーやユニバーサルデザインにより、高齢者、障がい者に配慮した公共施設等の整備を行う。	A	社会福祉課	福祉のまちづくり推進事業 道路整備 千鳥線 舗装改良 都市公園 赤穂城跡二之丸 園路舗装	
	心のバリアフリー化を推進する。	A	市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、あらゆる差別意識をなくすための啓発活動を行っている。		

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (2) 男女で共に担う子育て・介護の環境づくり	③バリアフリーのまちづくり	心のバリアフリー化を推進する。	A	指導課	性別、国籍、障害などに対し、生命を尊重し、お互いの個性を認め、支え合い、助け合う態度の育成など、道徳だけでなく、学校教育全体の中で培って行くような教育活動を展開している。 ・確かな判断に基づき、進んで行動しようとする態度を育てる。 ・生命を尊重し、お互いの個性を認め、支え合い、助け合う中で、その良さを理解し、「相手を思いやる心」を育てる。	
4 (3) 社会的に援助を必要とする人々への支援	①ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭への経済的支援を行う。	A	子育て健康課	母子世帯奨学金の支給 高等学校在学中に18,000円／月を支給する。対象者45人 9,720千円 児童扶養手当の支給 対象者 395人 167,456千円	
		関係機関と連携を図り、ひとり親家庭に対する相談・自立支援の充実を図る。	A	子育て健康課	母子自立支援員による相談・自立支援の充実を図った。 平成25年度母子相談件数 172件 主な相談の内容 (家庭内の紛争、求職、養育費、児童扶養手当等)	
		ひとり親家庭のネットワーク化を促進する。	A	子育て健康課	母子・父子家庭の自主組織である婦人共励会の会員の自立更生と福祉の増進を図ることを目的に、母子自立支援員が中心となり、ひとり親家庭との連携を図った。 子育て携帯情報システムの導入 641千円 子育て支援事業や相談窓口等の情報を配信できるシステムを構築した。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (3) 社会的に援助を必要とする人々への支援	①ひとり親家庭への支援	各種制度、福祉サービス等に関する情報提供を行う。	A	子育て健康課	母子自立支援員、家庭児童相談員、保育士、保健師、栄養士の相談事業のなかで情報提供を行った。 広報紙、ホームページ、子育て応援の手引き(ぴよぴよ)、ニーズ別福祉サービス一覧などにより各種制度、福祉サービス等に関する情報提供を行った。 124千円	
		ひとり親家庭をはじめとする、多様な家族の形態を尊重するよう意識啓発する。	A	市民対話課	各種講座、講演会や市広報等様々な機会・方法により、あらゆる差別意識をなくすための啓発活動を行っている。	
	②障がいをもつ人への支援	障がいをもつ人を対象とした職業能力開発訓練や技能講習、職業相談の実施、就業情報の提供など、就労支援を行う。	A	社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤穂市障害者自立支援協議会に就労支援部会を設置し、障害者就労支援施設共同のPRチラシを作成し、施設のPRと利用者の工賃向上に努めた。</li> <li>西播磨就業・生活支援センター、ハローワーク、特別支援学校等関係機関と連携し、障がい者雇用の促進に努めた。</li> <li>第3期赤穂市障がい福祉計画において、就労継続支援A型事業の数値目標を設定するなど、福祉的就労の質向上に向けた取り組みを強化した。</li> <li>障害者優先調達推進法の施行に伴い、市役所から就労支援施設への公的な発注に努め、利用者の賃金工場を図ることで、障がい者の自立を促した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者雇用の促進については、企業・地域社会のほか、同じ職場で働く同僚の理解も必要である。</li> <li>障がい者の就労支援にあたっては、福祉部局だけでなく、雇用・教育・医療など分野を超えた総合的な取り組みが不可欠である。</li> <li>就労支援事業所からの一般就労率の向上が課題である。</li> </ul>
		授産施設や共同作業所の充実を図る。	A	さくら園	就労移行支援事業においては、暫定支給決定者の受け入れを実施した。就労継続支援B型事業においては、平成25年度の工賃目標を達成する事ができた。	
		障がいのある人の雇用促進と就業しやすい職場環境の整備に向けた企業等の取り組みを支援する	A	社会福祉課	障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用奨励金を支給した。	受入れ企業、社員、職員の理解が必要である。
				産業観光課	「障害者雇用セミナー」を実施し、雇用促進と就業しやすい職場環境の整備について啓発を図っている。	就業しやすい職場環境の整備に向けた企業等の取り組みに対する支援策を検討していく必要がある。



基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (3) 社会的に援助を必要とする人々への支援	②障害のある人への支援	障がいのある人を抱える家族のネットワーク化を促進する。	A	社会福祉課	赤穂市身体障害者福祉協会、赤穂市手をつなぐ育成会、赤穂市肢体不自由児父母の会、赤穂断酒新生会への助成を実施した。	・各団体相互の連携を深める必要がある。
		関係機関と連携を図り、相談・支援体制を整備する。	A	社会福祉課	赤穂市障害者相談支援機能強化事業の実施や、指定相談支援事業所との連携により、相談支援体制の専門性を高めた。 赤穂市身体障害者、知的障害者相談員や兵庫県精神障害者相談員による相談窓口を隔月1回接した。	・相談日の周知に加え、相談日を当事者のコミュニケーションの場とできるよう工夫が必要である。 ・各相談員と行政との連携により相談支援体制の充実を図る必要がある。
		在宅福祉サービスの充実を図り、家族介護者の身体的・精神的負担の軽減を図る。	A	社会福祉課	・重度心身障害者(児)の介護者に対して、介護手当を支給することにより、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図った。 ・障害福祉サービスにおいて居宅介護事業を実施し、在宅福祉の充実と介護者の負担軽減を図った。	・適正な支給決定を行うことで、サービス量に過不足が生じないよう努める必要がある。 ・65歳到達者、65歳未満の介護保険該当者の居宅介護について、介護優先の原則から介護保険移行時に自己負担(1割)が発生するため、利用者への理解を求める必要がある。
		障がい者支援を担うボランティアの育成を推進し、ボランティア活動への参加を促進する。	A	社会福祉課	手話養成研修開催(入門編、基礎編各20回) 聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、手話での日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し、障がい者支援を行うボランティアの育成を推進し、市民へのボランティア活動の参加を促進した。	・参加市民への周知の徹底(広報による呼びかけ、個別の呼びかけ) ・受講者が、受講後継続して手話に接し、スキルの維持向上を図ることが必要となる。
		障がいをもつ人が積極的に地域社会へ参画できるよう、交流事業などを実施し社会参加の促進を図る。	A	社会福祉課	・障害者地域生活支援事業を実施し、障がい者の社会参加を促進した。(相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター、その他社会参加促進事業等)	・適正な支給決定に努めることで、サービス量に過不足が生じないよう努める必要がある。 ・地域で生活するためのネットワーク(相談支援のあり方等)について検討が必要である。
	③ひとり暮らしの虚弱高齢者への支援	高齢者への自立支援事業の充実を図る。	高齢者への自立支援事業の充実を図る。	A	社会福祉課	自立支援配食サービス事業 ねたきり老人紙おむつ支給事業 ねたきり老人等寝具貸与事業 緊急通報システム(安心見守りコール)事業 ひとり暮らし老人等火災警報器購入助成事業
	高齢者の生きがいづくりにつながる事業を充実する。	高齢者の生きがいづくりにつながる事業を充実する。	A	介護福祉課	敬老長寿ふれあい事業	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (3) 社会的に援助を必要とする人々への支援	④生活問題を抱える人への支援	経済的自立に向けた職業訓練と就業支援を推進する。	A	社会福祉課	雇用情勢の悪化を受け職を失い生活保護を受給する者が増加しているため、生活保護自立支援プログラムを活用し、関係機関と連携のうえ、被保護世帯への就労支援を実施している。	
				産業観光課	働く自信がない、ニート、ひきこもりなど様々な悩みを抱える若者やその保護者を対象に、「ひめじ若者サポートセンター」の専門スタッフの協力のもと、「若者就業サポート相談会」(偶数月の第3木曜日)を実施。 平成25年度開催回数6回 相談件数12件	
		生活の安定に向けた福祉施策の充実を図る。	A	社会福祉課	母子世帯の被保護者については、平成10年度以降、離婚率の増加と雇用情勢の悪化を原因に、一時的に増加傾向にあったが、現在はほぼ横ばい状態となっている。	
4 (4) 女性に対する暴力の根絶	①女性に対する暴力の実態把握及び相談体制/相談機能の充実	国、県等と連携し、女性に対する暴力被害の実態と意識について、情報の収集と提供を行う。	B	市民対話課	—	
		問題の入口から出口まで継続的な援助・支援を行うため、警察も含め関係機関との連携を強化しネットワーク化を図る。	B	市民対話課	西播磨県民局ブロックDV防止地域ネットワーク会議に参加し、警察署、健康福祉事務所、他市町等との連携を図った。	
		相談窓口や被害者に対する各種の制度について周知を図るための広報活動を行う。	B	市民対話課	平成17年4月より女性交流センターに相談員を配置し、女性問題の相談業務を開始し、広報等で情報を提供している。 女性問題電話相談 火～金 13:00～16:00 女性問題専門相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00(要予約) 平成24年度相談件数 電話34件 専門20件	
		企画広報課	担当課からの情報提供により、広報やホームページにより情報を発信した。			
	②メディア等における女性の人権に対する配慮	メディアや広報を実施する企業・団体に対して、性の商品化や暴力表現の是正等性差別的な表現をなくし、人権尊重と男女共同参画の視点に立って表現するよう自主的な取り組みを要請する。(再掲)	B	関係各課	—	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (4) 女性に対する暴力の根絶	③ドメスティック・バイオレンス対策の推進	ドメスティック・バイオレンスに対する社会の認識を深めるため、啓発活動を積極的に行う。	A	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報あこう10月号でDVに関する相談窓口、DVチェックリスト等の記事を掲載した。</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動講演会を実施した。</li> </ul> 平成26年2月13日(木)10:30～ 総合福祉会館 「DVと子どもへの影響～個人の問題ではなく社会の問題です～」 講師 NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ 徳永桂子	若年者、男性参加者の参加増員を図る
		相談窓口や一時的避難施設等についての情報の提供に努める。	B	市民対話課	平成17年4月より女性交流センターに相談員を配置し、女性問題の相談業務を開始し、広報等で情報を提供している。 女性問題電話相談 火～金 13:00～16:00 女性問題専門相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00(要予約)	
	④セクシュアル・ハラスメント防止に向けての啓発の推進	セクシュアル・ハラスメントに対する社会の認識を深めるため、啓発活動を行い防止対策を促進させる。(再掲)	A	市民対話課	赤穂市男女共同参画プランをホームページ等で公表し、セクシュアル・ハラスメントに対する社会の認識を深める啓発活動としている。	相談窓口や一時的避難施設等についての情報の提供については、相談者に対し、いつでも、だれにでも、的確な情報提供ができる体制を常に整えておく必要がある。
				産業観光課	赤穂市民民主促進協議会職域部会において実施している「指導者育成・啓発研修会」で啓発を図っている。	
			指導課	校長会等で綱紀粛正の研修会の中で、セクシャルハラスメントについての認識を深めたり、啓発活動、防止対策を促進している。(校長会は年間4回、教職員研修、学校訪問時における指導、等)。各学校においても、校内研修会等で、「セクシャルハラスメントのない学校に(県教委作成)」等を資料として活用し研修を行っている(年間約3回)。		
			人事課	—		

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
4 (4) 女性に対する暴力の根絶	④セクシュアル・ハラスメント防止に向けての啓発の推進	相談窓口についての情報の提供に努める。	B	市民対話課	平成17年4月より女性交流センターに相談員を配置し、女性問題の相談業務を開始し、広報等で情報を提供している。 女性問題電話相談 火～金 13:00～16:00 女性問題専門相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00(要予約)	
				市民対話課(まちづくり係)	セクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口については、的確な情報提供ができるように、人権・男女共同参画係と意思疎通を十分に図りながら対応に努めた。	セクシュアル・ハラスメントに対する相談窓口については、相談者に対し、いつでも、だれにでも、的確な情報提供ができる体制を常に整えておく必要がある。
	⑤性犯罪、売買春、ストーカー行為対策の推進	性犯罪、売買春、ストーカーに対して、学校、地域住民が一体となり理解を深め、啓発活動や相談体制の充実に努める。	B	指導課	学校や保護者、地域が一体になった巡回や立番、声かけ運動の展開、「こども110番の家」の設置など、地域が一体になって子どもたちを犯罪から守る取り組みを展開している。地域に開かれた学校づくり、地域の人と子どもとの交流を深め、地域における「声かけ運動」の推進も行っている。青少年育成センターによるチラシ作成、警察官を講師にした防犯教室など、啓発活動にも取り組んでいる。さらに、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等による相談体制も整備している。また、被害にあった子どもへの心のケアとして、担任や養護教諭が連携して取り組む体制づくりやスクールアドバイザーの派遣も実施している。	
				市民対話課(まちづくり係)	性犯罪、売買春、ストーカー行為に対して、地域住民が理解を深め、啓発活動や相談体制の充実に努めるため、相談窓口での的確な情報提供を中心に、人権・男女共同参画係と意思疎通を十分に図りながら対応に努めてきた。	性犯罪、売買春、ストーカー行為に対して、地域住民が理解を深め、啓発活動や相談体制の充実に努めるため、相談窓口については、相談者に対し、いつでも、だれにでも、的確な情報提供ができる体制を常に整えておく必要がある。地域住民の理解を深める啓発活動については、プライバシーの問題もあり、十分な検討が必要である。
				市民対話課	西播磨県民局ブロックDV防止地域ネットワーク会議に参加し、ストーカー行為等に関する研修を受講した。	

基本目標 5 推進体制の整備

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
5 (1) 総合的な推進体制・進管理の充実	①庁内推進体制の充実	男女共同参画施策を総合的に推進する専任のセクションを設置する。	B	人事課	平成16年より実施済み	
		計画の進捗状況を的確に把握し、施策のあり方や方向性を総合的に調整する	B	市民対話課	平成24年度末時点の進捗状況を取りまとめ、審議会で報告し施策の方向性を検討、進捗状況について委員の意見を付し広報あこう並びに赤穂市ホームページで公表した。さらなる施策推進のため、平成26年3月に第2次赤穂市男女共同参画プランを策定した。	
		プラン推進に向け、全職員に対する意識啓発及び庁内における男女共同参画を実践する。	B	市民対話課	第2次プラン策定にあたり、各所管において現行プランの事業についての評価の実施と今後の方向性について検討した。	
				人事課	—	
	②拠点施設の整備	男女共同参画のための活動と交流の拠点として、また情報の収集や提供を行う場としての男女共同参画センターを整備する。	B	市民対話課	男女共同参画センターは未整備。市民会館の女性交流センターに一部機能を整備している。	
		女性交流センターの活用に努める。	A	生涯学習課	子育てグループ等の活動に活用を図った。	
学習・啓発事業や相談・情報提供事業の充実を図る。		B	市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習・啓発事業 男女共同参画市民講座、男女共同参画フォーラム、女性に対する暴力をなくす運動講演会、赤穂市女性団体懇話会情報誌の発行</li> <li>・相談・情報提供事業 女性問題相談事業、市広報紙・ホームページ等での情報提供</li> </ul>		
			生涯学習課	PTA等を通じて学習会などの啓発活動や情報提供を行った。		

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
5 (1) 総合的な推進体制・進行管理の充実	②拠点施設の整備	女性問題の解決をはじめ、男女共同参画に向けた市民のネットワークづくりを行う。	B	生涯学習課	PTA活動による親同士のネットワークの構築、子育て学習センターにおけるグループ活動によるネットワークづくりに努めた。	
				市民対話課	女性団体間の連携を図りながら、情報交換や女性施策を支援、推進するための「赤穂市女性団体懇話会(名称:ネットワーク「巴」)」の運営支援を行っている。	
		女性に関する諸問題に対応するため、相談窓口を設置する。	B	市民対話課	平成17年4月より女性交流センターに相談員を配置し、女性問題の相談業務を開始し、広報等で情報を提供している。 女性問題電話相談 火～金 13:00～16:00 女性問題専門相談 毎月第3水曜日 13:00～16:00(要予約)	
		相談員等の研修の充実を図る。	B	市民対話課	女性問題相談員等の能力向上のため、研修会へ参加した。	
	③市民との連携	男女共同参画推進員を任命し、地域での男女共同参画を推進するとともに、プランの推進についてチェックを行う。	B	市民対話課	男女共同参画推進員の任命については未実施。プランの推進については、平成24年度末の進捗状況を取りまとめ、男女共同参画審議会で実施状況について検証した。	
				市民対話課	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性団体活動への補助</li> <li>女性団体間の連携を図りながら、情報交換や女性施策を支援、推進するための「赤穂市女性団体懇話会(名称:ネットワーク「巴」)」の運営支援を行っている。</li> <li>市民会館3階の女性交流センターを女性交流の場として提供し、各種情報資料を備え支援している。</li> </ul>	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
	③市民との連携	市民・企業・関係団体との情報交換を図るとともに連携を促進する。	B	市民対話課(まちづくり係)	市民・企業・関係団体との情報交換を図り、連携を進めるには、まず、市行政と市民等との信頼関係の確立が不可欠であり、そのために、担当する事業、施策での誠実な対応を進めてきた。	市民・企業・関係団体との情報交換を図り、連携を進めるには、まず、市行政と市民等との信頼関係の確立が不可欠であるが、そのためには、市行政全域にわたっての誠実な行政運営がなによりも必要である。
				産業観光課	—	市民・企業・関係団体との情報交換を行える機会を検討する必要がある。
				市民対話課	—	
5 (1) 総合的な推進体制・進行管理の充実	④国・県等関係機関との連携	「兵庫県男女共同参画計画」と連携・協力し、プランを推進する。	B	市民対話課	兵庫県健康福祉部子ども局男女家庭課、県立男女共同参画センター等の関係機関と連携し、県の計画推進状況を確認するとともに、市プランの実施計画について、その実施を図っている。 「第2次赤穂市男女共同参画プラン」(平成26年3月策定)の策定にあたっては、平成23年3月に策定された「新ひょうご男女共同参画プラン21」の内容との整合を図った。	
		近隣市町等関係機関との連絡調整・情報交換を行い、ネットワーク化を図る。		A	市民対話課	県内20市と県立男女共同参画センターで構成されている男女共同参画センター等連絡会議に参加し、情報交換を行っている。
	⑤男女共同参画推進に関する条例の検討	男女共同参画をより効果的・計画的に推進するため、条例化に向けての情報収集と調整を図る。		B 市民対話課	男女共同参画施策を総合的に推進するための根拠条文づくりを目指して、平成16年5月に市内プロジェクト「男女共同参画条例制定研究委員会」を設置。条例案の検討を行った後、16年9月3日に条例案を市長に提出した。また、16年9月から各種団体代表・公募市民・学識経験者 計10名による「赤穂市男女共同参画条例市民検討委員会」を開催し、4回の審議を経て、平成16年12月24日に市長に検討結果報告書を提出した。これを受け、平成17年2月議会に「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」を提出し、議決。審議会関係部分を除き平成17年4月1日より施行。審議会関係部分は平成17年7月1日より施行された。	

基本課題	施策の方向	事業の概要	実施区分	担当課	実施状況	課題・懸案
5 (1) 総合的な推進体制・進行管理の充実	⑤男女共同参画推進に関する条例の検討	庁内推進委員会や市民・学識経験者等による検討委員会を設置し、男女共同参画条例を制定する。	B	市民対話課	男女共同参画施策を総合的に推進するための根拠条文づくりを目指して、平成16年5月に庁内プロジェクト「男女共同参画条例制定研究委員会」を設置。条例案の検討を行った後、16年9月3日に条例案を市長に提出した。また、16年9月から各種団体代表・公募市民・学識経験者 計10名による「赤穂市男女共同参画条例市民検討委員会」を開催し、4回の審議を経て、平成16年12月24日に市長に検討結果報告書を提出した。また、10月12日から11月11日の間にはパブリックコメントを実施し、市民の意見を条例案に反映させた。そして、平成17年2月議会に「赤穂市男女共同参画社会づくり条例」を提出し、議決。審議会関係部分を除き平成17年4月1日より施行。審議会関係部分は平成17年7月1日より施行された。	